

特許等の実施料等収入の配分基準に関する規則

(規程 第 77 号)

(目 的)

第1条 この規則は、発明等取扱規則第 8 条に基づき、学校法人トヨタ学園（以下、法人という）が所有する特許、実用新案登録及び意匠登録（以下、特許等という）の譲渡又は実施等により得られた収入（以下、収入という）の一部を、発明者等に配分するときの基準について定める。

(配分基準)

第2条 収入の配分は発明者等と法人とで以下のとおり行う。

(1) 収入の配分は、法人が得た収入総額から次の費用を除いた残額（以下、配分対象額という）に対して行う。

① 法人が支出した、出願および権利の維持・管理並びに技術移転に要した費用

② 法人の事務管理費（収入総額の 15%とする）

(2) 1 件毎の特許等について、権利成立から消滅までの全期間内の配分対象額を累計し、表のとおり配分する。

配分対象額（累計）	発明者	法人
100 万円以下の部分	80%	20%
100 万円を超えて 1000 万円までの部分	50%	50%
1000 万円を超える部分	30%	70%

但し、1000 万円を越える部分については、当該発明者等が、その権利化、権利の活用を通じて、本学の収入に格段の貢献が認められた場合、その貢献度に応じて発明者等の配分率を増加することができる。

(配分対象者)

第3条 前条の配分は、発明者本人に対して行う。

2 前項の規定は、発明者等が退職等した後も適用される。
また、発明者等が死亡したときは、相続人がその権利を承継する。

(改 廃)

第4条 本規則の改廃は、研究推進・産学連携委員会及び教授会の議を経て理事長が決定する。

附 則

1. 本規則は、平成 27 年 4 月 1 日に遡り施行する。

制定	平成 12 年 10 月 23 日
改正 1 回	平成 16 年 5 月 24 日
改正 2 回	平成 19 年 3 月 5 日
改正 3 回	平成 24 年 12 月 1 日
改正 4 回	平成 27 年 7 月 22 日